第 1897 回 定例研究会報告要旨(7月16日)

現代農村問題とジェンダー 近代化と資本主義とイエ

中道 仁美

ジェンダーとは、社会的・文化的に創られた性差をいう。それゆえ、社会・文化が異なれば、いわゆる「性差」も異なる。すなわち、時代、地域等、時空が異なれば、社会・文化の意味が異なるのだから、性差の意味も異なる。現代資本主義社会下におけるジェンダーの意味を解き明かしたのは、近年、研究の進んだフェミニズムである。フェミニズム理論の中でも、ポスト・モダン・フェミニズムは、ポスト・モダンの思想に基づいて、近代社会をジェンダー視点で分析するものである。

ポスト・モダンの思想が対象とするのは、 単純に近代以降の社会ではなく,近代の意味 についてである。近代社会では,近代の中心 的な思想,人間中心主義(その根底にある男 性中心主義),文化優先(その根底にある科学 技術優先主義)思想を普遍化しながら,中央 集権的に社会改革が推進されてきた。これが 近代のもう一つの発明、資本主義と結びつい て,現代世界システムが普遍化した。そこで は、「一人前の人間の能力(一定の基準に合致 した男性モデル)」と「科学技術力(一定の基 準に合致した合理性,効率)」の基準により, 農林漁業,発展途上国,女性,高齢者,子供, 障害者等を低い地位に置き (差別化),資本主 義の要請, すなわち生産要素の低価格化に応 えてきた。

現代においても農村・農業の女性問題は, 戦前より改善されたとは言いがたい。依然と して,労働加重で,経済的地位も低く,社会 参画も阻まれ,職業教育は行われず,母体保 護では新たな,深刻な問題が浮かび上がって いる。旧農業基本法で農家女性は福祉の対象 であったが,食料・農業・農村基本法では労 働者・経営者として位置づけられ,女性の自 主性が求められている。しかし戸籍や農協法 の正組合員のように,制度的には選択の余地 があり,「自主的に」選択した結果であり,問 題はまさにジェンダー慣習にある。

農業女性の経済的地位についても、実家の 財産の相続権はあっても,婚家の農地等財産 の配分には、ほとんど関与しないのが一般的 であり,相続税の特例措置が示すとおり女性 だけでなく,他出子の相続も限定される。上 野千鶴子は,職業に関係なく,女性は父や夫 の階級で等級づけられ,明治以降一貫した専 業主婦願望は階層上昇願望のあらわれである といっているが、デルフィは女性には、報酬 の代わりに扶養を受ける権利が与えられたと いう。労働と扶養の権利の違いについて、「彼 女の労働は交換できない, それは雇用主を変 えることができないからだ」といっている。 女性の無償労働は,農業では農産物の低価格 化をもたらし,保育・介護においては社会保 障費の低下に貢献する。デルフィは女性が外 で働くための可能性について,家父長制的抑 圧の程度によるという。女性にとって最優先 なのは家庭義務であって, 自主的な辞退も少 なくない。これが女性の社会参画阻止の一要 因である。梅棹忠夫は家事とは妻の有用性の 証明であり,妻は誰にも真似できない家事を することで、アイデンティティを証明してみ せる,また,究極の有用性として母性を強調 するという。

女性労働は男性労働が不足したときの限界 労働として、補完的労働者として、労働力評価されるが、農業技術の大半は男性向けで、 家電製品に比べて、女性用の技術開発は低い。 農業後継者教育不足も、女性は男性後継者のいないときの「つなぎ」であるため、農家の経営は低下するという。近年盛んな女性起業はジェンダー教育の技術を利用したものであり、食品加工が6割以上をしめる。女性の社会参画では、農業委員1.65%(1999年)、農協役員0.35%のように、圧倒的に低く、地域格差もみられる。

近年,導入された重要な政策の一つ,家族経営協定は,経営課,女性課により推進されており,その背景には,法人化と労働不足の補填と,女性の地位向上という目的の二面性がみられる。それゆえ,必ずしも,女性地位向上に結びつかない結果となっている。

詳しくは、「笹谷春美他編著『階級・ジェンダー・エスニシティ』中央法規出版(2001年)の拙著を参照されたい。